

八王子市臨時学生等雇用促進奨励金

交付手続きに関する注意事項

○奨励金の対象となる賃金の支払い月について

被雇用者1人あたり月額5万円を上限として、令和2年7月から令和3年2月までに支払った賃金相当額（上限6か月分）に対し交付します。

例1) 雇用期間：令和2年7月15日から令和3年3月31日まで

賃金支払：毎月末締め、翌月10日払い

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
雇用月	●	●	●	●	●	●	●	●	○	
賃金支払月		●	●	●	●	●	●	●	○	○
6か月分が上限										
交付申請				●			●		●	
				10/15締切			1/20締切		3/15締切	
交付（予定）					●			●		●

例2) 雇用期間：令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

賃金支払：毎月10日締め、当月25日払い

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
雇用月				●	●	●	●	●	○	
賃金支払月				●	●	●	●	●	○	
5か月分が対象										
交付申請							●		●	
							1/20締切		3/15締切	
交付（予定）								●		●

○被雇用者 1 人につき月額 5 万円(5 万円を下回った場合はその額)を上限とする考え方について

例) A さん、B さん、C さんの 3 人を雇用しており、ある月の賃金として A さんに 60,000 円、B さんに 65,000 円、C さんに 48,000 円をそれぞれ支払った。

⇒この月の奨励金の額は？



A さんの賃金に対する奨励金は上限月額の 50,000 円、B さんの賃金に対する奨励金も上限月額の 50,000 円、C さんの賃金に対する奨励金は 48,000 円となり、合計で 148,000 円です。

※交付申請書(第 6 号様式)には、支払った賃金の合計額を記入してください。交付額は市で計算し、後日お支払いします。計算根拠は、交付決定通知書に同封して送付します。

○被雇用者へ支払った休業手当は、奨励金の交付対象となりません(賃金相当額とみなしません)のでご注意ください。

○雇用計画書に記載した雇用種別(「学生」もしくは「若者」)の内訳については、合計人数の範囲内であれば、変更してもかまいません。

例) 雇用計画：学生 3 人、若者 1 人 ⇒ 雇用実績：学生 2 人、若者 2 人

○雇用計画書に記載した雇用計画人数を「増員」(10 名の範囲)する場合や、雇用期間を「延長」(6 ヶ月の範囲)する場合には、「八王子市臨時学生等雇用促進奨励金 事前申込内容変更届出書」(第 4 号様式)に必要書類を添えて、令和 2 年 9 月 30 日(当日消印有効)までに、郵送してください。

※予算の都合上、増員分や延長分については奨励金の交付対象にならない場合があります。

○ご案内のとおり、奨励金の交付申請における手続き方法を変更しました。(請求書省略)
改めて、市ホームページに掲載する「交付申込(申請)の手引」(改訂版)をご確認ください。
なお、既に 7 月から 9 月までの賃金支給分にかかる奨励金の交付申請書を郵送された場合には、大変恐れ入りますが、追加にて「八王子市臨時学生等雇用促進奨励金支払口座振替依頼書(債権者登録)」(第 10 号様式)をご記入・ご捺印のうえ、郵送いただきますようお願いいたします。

上記のほか、ご不明点等がございましたら、担当までお問合せください。

八王子市臨時学生等雇用促進奨励金担当
学園都市文化課 042-620-7548
子どものしあわせ課 042-620-7391